

仕 様 書

1 事業名

日本のひなた宮崎 国スポ スポーツクライミング競技施設整備事業

2 履行場所

木城町総合運動場及び木城町体育館（木城町大字椎木 2146 番地 1）

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 11 月 30 日(火)まで

4 業務の目的

第 81 回国民スポーツ大会木城町実行委員会が主催する、第 81 回国民スポーツ大会スポーツクライミング競技リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）および第 81 回国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会（以下「本大会」という。）の実施に向け、仮設リードおよびボルダーウォール、ウォームアップ用ウォール（以下「競技施設」という。）の設計、設営、保守・管理および撤去・原状回復ならびに競技施設で使用するホールドの選定を行い、円滑な大会運営を行うことを目的とする。なお、競技施設は、仮設で設置することとする。

5 業務内容

主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 競技施設の設計業務
- (2) 競技施設の設営および保守・管理業務
- (3) 競技施設の撤去および原状回復業務
- (4) 上記に必要な申請および調整業務
- (5) その他本業務の実施に必要な業務

6 競技会の日程

- (1) リハーサル大会 令和 9 年 7 月 3 日（土）から 7 月 4 日（日）
- (2) 本大会 令和 9 年 10 月 2 日（土）から 10 月 4 日（月）

7 業務遂行のスケジュール

(1) 設計・ホールドの選定

令和 9 年 2 月 15 日(月)までに完了させること。また、別添ホールド等調達業務仕様書を順守すること。

(2) 設営

競技施設は、令和 9 年 7 月開催のリハーサル大会に使用できるよう設営すること。なお、ボルダーウォールは、本大会開催前に再度設置すること。

(3) 保守・管理

競技施設は、本大会終了まで設置するため、設置期間中は、競技施設およびその周辺の安全点検を月 1 回以上行うものとし、必要に応じてメンテナンスを行うこと。

(4) 撤去・原状回復

競技施設は、本大会終了後速やかに撤去し、必要に応じて周辺の原状回復を行うこと。

8 請負代金の支払

- (1) 令和 8 年度分、令和 9 年度分と 2 回に分けて支払う。令和 8 年度分については、業務の出来高により、支払うものとする。
- (2) 本業務履行終了後、契約金額から第 8 (1) の規定に基づき支払った金額を差し引いた金額を適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

9 適用

(1) 範囲

本仕様書は、基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受注者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載の無い事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分に協議し業務を履行すること。

10 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

11 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、官公庁その他関係機関に対する必要な届出、申請等の手続きは、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受注者がその業務を代行すること。なお、届出、申請等にかかる費用は受注者の負担とする。

12 競技施設の仕様

リード競技施設、ボルダー競技施設については、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が定める国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定を遵守するほか、下記のとおりとする。また、規定等の変更に対応し、大会に不備のない競技施設とすること。

(1) リードウォール

ア リード競技会場のレイアウトは、別紙 1~3 のとおりとする。

イ ウォールは、発注者と協議のうえ決定すること。また、設営するウォール仕様に応じて、安全対策を施すこと。

ウ ウォールのパネルは、新規パネルを使用し必要な塗装を施すこと。ウォールの形状は、発注者と協議のうえ決定すること。また、不連続な部分がないこと。ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を 100 度、最大傾斜部の角度を 150 度とし、かつ平均傾斜を約 120 度とすること。

エ 競技者の安全の確保に必要なマットを用意すること。また、その他競技に必要となる附属器具は、種類、数ともに競技に支障のないように用意、設置すること。

オ クライミングハンガーは、IFSC の指示する所定の強度を有する規格品を、ウォール最下部から 3 m を起点とし、以後上部に向かって縦横 1 m 間隔に設置すること。

カ ウォールの最上部には終了点をそれぞれ 5 箇所程度設置すること。

キ ウォールの設営は、リハーサル大会開催の 2 週間前までに完了させること。また、撤去は本大会終了後 10 日以内に行うこと。

(2) ボルダーウォール

- ア ボルダー競技会場のレイアウトは、別紙 4～5 のとおりとする。
- イ ウォールは、発注者と協議のうえ決定すること。また、設営するウォール仕様に応じて、安全対策を施すこと。
- ウ ウォールのパネルは、新規パネルを使用し必要な塗装を施すこと。なお、パネル形状・塗装デザインについては、発注者と協議のうえ決定すること。また、ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を 85 度、最大傾斜部の角度を 150 度とし、かつ平均傾斜を約 120 度とすること。
- エ ウォールの後方に、競技者の通行可能な広さを確保すること。なお、動線の幅員、高さについては、発注者と協議のうえ決定することとする。
- オ ウォールは、観客席から本体構造部が見えないようにベニヤ等で目張りをする。
- カ ウォールの下には、安全対策のため、ウォールの上部から落下した場合にも十分な安全が確保できるようなマット（厚さ 30 センチメートル以上）を設置すること。また、マットは、表面シートなどで一体となっており、継ぎ目がないこと。
- キ ウォールは、競技中に揺れが生じないものとする。
- ク ウォールの設営は、リハーサル大会開催の 2 週間前までに完了させること。また、撤去は本大会終了後 10 日以内に行うこと。

(3) ウォームアップ用ウォール

- ア ウォームアップ用ウォールの規模は、延べ面積 94 平米（高さ 3 メートル、幅 30 メートル等）とすること。また、別紙 1 に示すアイソレーションゾーン内に設置すること。
- イ ウォームアップ用ウォールは、リハーサル大会、本大会とも各種別で設置とする。
- ウ ウォームアップ用ウォールは、完全自立式とすること。
- エ ウォームアップ用ウォールの下には、競技者がウォールから墜落した場合にも十分な安全が確保できるマット（厚さ 30 センチメートル以上）を設置すること。
- オ ウォームアップ用ウォールの設営は、リハーサル大会、本大会ともに、大会開催の 1 日前までに完了させること。また、リハーサル大会、本大会ともに大会終了後速やかに撤去し、原状回復を行うこと。また、撤去は大会終了後速やかに行うこと。

(4) クライミングホールド

ボルダー、リード、ウォームアップ用ウォールに取り付けるホールドの種類、数のリストアップを行うこと。

なお、リストアップについては、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング部技術委員会および宮崎県山岳連盟ならびに町が必要とする関係者と協議により行うこと。

13 設計

設計においては、発注者と十分協議したうえで詳細設計図を作成すること。また、関連する申請等業務をもれなく実施すること。

14 設営・撤去

- (1) 設営については、本仕様書および詳細設計図を参考とし、実施にあたること。既存の状態で設置不可能な場合は、発注者と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。
- (2) 会場設営等業務およびその他会場で並行して行う委託業務がある場合は、業務工程調査を事前に十分行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。また、

- 設営後の競技施設内に第三者が立ち入ることができないように、仮囲いを設置すること。
- (3) 本大会終了後、競技施設を撤去し当該会場を原状回復すること。
 - (4) 設営および撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき受注者が責任を持って行うこと。
 - (5) 設営および撤去業務完了後、速やかに発注者に報告し、発注者の確認および指示を受けること。
 - (6) 設営および撤去の際は、安全を確保するため、警備員等を配置すること。
 - (7) 資格を要する業務については、有資格者にて行うこと。

15 保守・管理

- (1) 業務着手から撤去完了までの期間、設営した競技施設の適正な保守・管理を行うこと。
また、大会期間中は、競技施設の設置、使用等を熟知・熟練し、作業判断を下せる者を各競技施設に1名以上常駐させること。
- (2) 競技施設は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換を速やかに行うこと。その場合にかかる費用については、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
- (3) 荒天等により、継続して設置が困難であると受注者が判断した場合は、直ちに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設置すること。

16 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

- (1) 履行場所の安全管理
労働者の安全および衛生管理、整理整頓、公害防止ならびに周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守
 - ア 総合運動場及び木城町体育館周辺に駐車できないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。
 - イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。
- (3) 保護対策
 - ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
 - イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、路面陥没等の無いよう、十分に養生すること。
- (4) 緊急対策
競技施設の倒飛壊や破損等、緊急事態に即時対応可能な体制を作るとともに、緊急時には発注者の指示により速やかに対応すること。
- (5) 臨機の措置
受注者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認められるときは、発注者と協議し、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、その措置の内容について発注者から指示があった場合は、すみやかにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (6) 損害・事故責任
本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者へ

の事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき理由の場合のほか、発注者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等業務上必要となる保険に加入すること。

17 再委託等

受注者は、本業務の一部を再委託する場合の業者の選定にあたっては、木城町内の業者を優先的に採用すること。

18 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取り扱いについては、木城町で定める条例等を遵守すること。

19 業務完了報告

全業務完了後、直ちに業務完了届を作成し、業務実績について発注者へ報告すること。その際、設営前・設営後および撤去・原状回復後の電子データによる写真を添付すること。

20 その他

(1) 本業務の全体の管理および統括を行う総括責任者ならびに設計、設営、撤去等の技術上の管理を行う担当者を配置すること。また、配置しようとする総括責任者および担当者は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が主催または主管する世界大会および全国大会等において、ボルダー競技施設およびリード競技施設の設営等業務の請負実績を有すること。なお、総括責任者と担当者は、兼任することができる。

(2) 本業務に関連する競技規則の改正や情報を的確に入手し、即座に対応できる体制が取れること。

(3) その他不明な点があった場合は、発注者の指示を受け適切に履行すること。

21 提出書類および提出期限

書面等による提出書類は、次のとおりとする。なお、協議による記録は随時提出するものとする。

(1) 契約締結後に提出する書類

- ア 契約金額内訳明細書
- イ 業務着手届
- ウ 業務主任者届
- エ 業務工程表
- オ 組織図および緊急電話連絡体制図
- カ 労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の写し
- キ その他指示する書類

(2) 設計完了後に提出する書類

- ア 設計図面および設計書等の設計資料
- イ 必要な申請関係書類
- ウ その他指示する書類

(3) 業務完了後に提出する書類

- ア 現場撮影写真（設営前・設営後・撤去後）（フォーマット jpg）
- イ 業務完了届
- ウ 業務報告書
- エ 現場打合せ記録簿
- オ その他指示する書類

22 提出方法および提出先

(1) 設計図面および設計書等の設計資料提出方法

- ア 電子データ(CD-R)2組
- イ 印刷物(A4冊子、ただし工程表および図面はA3フルカラー折)3部

(2) 提出先

〒884-0102 宮崎県児湯郡木城町大字椎木 2146 番地 1
木城町教育委員会 国スポ推進室

23 提出書類の帰属

本業務における提出書類は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は許可を得ずに他に公表、貸与、使用してはならない。